

平成 2 0 年 1 2 月 2 5 日  
教育委員会会議室（秀栄ビル 2 階）

# 平成 2 0 年第 2 4 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成20年第24回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 平成20年12月25日(木)  
開会 午後 1時30分  
閉会 午後 2時09分  
休憩 午後 1時40分～1時42分  
休憩 午後 1時47分～1時48分

- 2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階)

- 3 出席委員 中 村 祐 治 宮 田 由 香  
田 中 健 一 古 岡 邦 人  
澤 利 夫

署名委員 田 中 健 一

- 4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	澤 利夫	教育部長	高橋 眞二
総務課長	小林 健司	学務課長	岡部 利和
指導課長	樋口 豊隆	統括指導主事	堀田 直樹
指導主事	中嶋 富美代	学校給食課長	石井 雅隆
生涯学習推進センター長	五十嵐 敏行	体育課長	伊東 幸吉
図書館長	清水 啓文		

- 5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係 久保 義彦 鈴木 啓史

## 案 件

### 1 議案

- ( 1 ) 議案第37号 立川市教育委員会就学援助規則について
- ( 2 ) 議案第38号 立川市立学校校長候補者の内申について ( 秘密会 )

### 2 報告

- ( 1 ) 平成20年第 4 回立川市議会定例会報告について
- ( 2 ) 統括校長の設置基準について
- ( 3 ) 平成20年度立川教育フォーラムについて

### 3 その他

平成20年第24回立川市教育委員会定例会議事日程

平成20年12月25日

教育委員会会議室

1 議案

- (1) 議案第37号 立川市教育委員会就学援助規則について
- (2) 議案第38号 立川市立学校校長候補者の内申について(秘密会)

2 報告

- (1) 平成20年第4回立川市議会定例会報告について
- (2) 統括校長の設置基準について
- (3) 平成20年度立川教育フォーラムについて

3 その他

## 開会の辞

**中村委員長** ただいまより平成20年第24回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に田中委員、お願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、立川市教育委員会会議規則第5条によりまして、委員の議席の指定は委員長が指定することになっておりますので、現在皆様が座っていらっしゃる場所に決めさせていただきたいと思いますが、ご異議ございますでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

**中村委員長** では、このように決めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日はご案内のように議案2件、報告3件でございます。

## 議案

### (1) 議案第37号 立川市教育委員会就学援助規則について

**中村委員長** それでは、議案第37号 立川市教育委員会就学援助規則について、岡部学務課長、お願いいたします。

**岡部学務課長** それでは、議案第37号につきましてご説明いたします。

この制度につきましては、学校教育法の第19条では、経済的な理由による就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助をしなければならないとされているところです。

これまで、立川市教育委員会におきましては、就学援助要綱を定めまして、これに基づいて市民への周知、申請の受理、認定・否認定の判定などの事務処理を行ってまいりました。

就学援助の認定の可否の決定について不服がある場合は、裁判になることも想定される状況にありますが、現行の要綱は内部的規範でありまして、法的効力がありませんので、法的な根拠のある規則に位置づけたいと考え、今回ご提案のとおり規則として制定したいとするものでございます。

市民にお知らせすべき基本的な部分を規則とし、内部事務の進め方については要綱にまとめるとというのが基本的な考えでございます。

市の文書法制担当課に確認したところでは、就学援助については、申請を受理した上で認定、否認定といった処分を下す性質のものであるため、現状の内部規程となる要綱だけでは裁判上の法源とならない。規則であれば、市の例規としても公表するため、裁判上の法源となるとの見解を示されたところです。

なお、現行の要綱につきましては、援助対象が、立川市の周辺各市は市内在住者としておりますが、これは現行の要綱では、市内公立学校在籍者及び在住認定者となっておりますので、これを新しい規則では、市内在住者に、他市と同様なものにしたいと考えております。

それから、現行の要綱につきましては、認定基準にかなり重複の部分がありますので、そ

れも整備したいと考えております。

それから、世帯の収入の計算方式や事務手続、事務の流れですが、内部手続を詳述した部分があり、非常に煩雑なものになっておりますので、これらの文言の整備もしたいと考えております。

なお、後ろに添付しております要綱につきましては、新しい要綱(案)でございますが、このご提案いたしました規則が制定された後に定めるものであり、本日は、このようなものになるとのイメージとしてとらえていただければと思ひまして、参考資料として添付したことをご承知いただければと思ひます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

**中村委員長** では、審議したいと思ひます。

皆さん、ご意見、ご質問等ございましたらお願ひしたいと思ひます。

要綱を法律的根拠に基づく規則にしたということで説明があったと思ひます。

特に、第2条、在籍者ではなくて市内に住所を有する児童及び生徒にした、それから内容を整理したと、特に事務手続上で煩雑な部分を整理したという、そういう説明があったかと思ひますが、皆さん、ご質問、ご討議、ご意見ございましたらお願ひしたいと思ひます。

**澤教育長** 委員長、補足させてください。

**中村委員長** 澤教育長、お願ひいたします。

**澤教育長** 補足させてもらいますと、役所全体的に要綱から規則、条例にという流れでございまして、これだけが決して突出してすることではなくて、もう数年前からそういう流れで、要綱はなるべく規則に移行するという流れがございまして、その一環と考えていただいてもいいかなと思ひております。

**中村委員長** 他市においてもやはり同様の動きがあるわけですか、澤教育長。

**澤教育長** 他市においては、まだ要綱でやっているところが多いかと思ひます。ただこれも先ほど言いました法源となり得ないということなので、やはり規則でやっていくのが正しいやり方だと思ひます。

ただ、事務的な支給要綱なんかはこれからとなります。

**中村委員長** それは本日また認められた段階で要綱案を正式に諮っていくということでございますね。

**澤教育長** はい。以上です。

**中村委員長** どうぞ、田中委員、お願ひいたします。

**田中委員** 今学務課長からも説明がございまして承知しましたが、特に第2条が変わった経緯をまず1つ、あともう一つは、この規則案、これを実施されるわけですね、この規則をもとに、その場合に今後見直しがあるのですか。その2点をお伺ひしたいと思ひます。

**中村委員長** 復唱いたしませんか、2点について、岡部学務課長、ご答弁お願ひしたいと、1点目は、第2条になった経過というか理由というか背景、1つはこれが定まった以降、変える必要が生じた場合はというご質問の趣旨ですね。

**田中委員** そうですね。

**中村委員長** 岡部学務課長、お願いいたします。

**岡部学務課長** 第2条につきまして、今ご質問がありましたとおり、これまで市内在籍者という形でやってまいりましたが、これを市内在住者に対象をしたいという趣旨でございますけれども、これは立川市の周辺の市がすべて市内在住者という形でやっておりますので、それに合わせて立川市も市内在住者にするという、こういうことで改めたところです。

**中村委員長** まずそこで、まず第1点目は田中委員、よろしいですか。

**田中委員** はい、承知しました。

**中村委員長** では、第2点目をお願いいたします。

**岡部学務課長** それから、今後につきましては、これは景気の動向ですとか、あるいは国の政策等についても大きく影響を受ける、就学援助制度そのものが大きく影響を受けるところですので、今後のそれらの動向を見ながらまた変える必要も出るのかなというふうには思っております。

その場合には、またこの教育委員会でお諮りいただくようになる、そのように考えております。

**中村委員長** よろしいですか。

**田中委員** はい、結構です。

**中村委員長** ほかがございますか。

ご意見、ご質問なければ、この件はこれでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

**中村委員長** では、これで承認ということでお願いいたします。

そうすると、残された要綱について、また改めてということになると思いますので、学務課長、よろしくお願いいたしたいと思います。

## 議 案

### (2) 議案第38号 立川市立学校校長候補者の内申について(秘密会)

**中村委員長** 続きまして、議案の2、議案第38号 立川市立学校校長候補者の内申について指導課長ですが、これは人権案件ですので、秘密会といたしますので、暫時休憩いたします。

午後 1時40分休憩



午後 1時48分再開

**中村委員長** それでは、休憩をといて議事を再開いたします。

## 報 告

### (1) 平成20年第4回立川市議会定例会報告について

**中村委員長** それでは、2、報告に移ります。

報告の第1、平成20年第4回立川市議会定例会報告について、高橋教育部長、お願いいたします。

**高橋教育部長** それでは、平成20年第4回市議会定例会の概要を報告申し上げます。

第4回市議会定例会につきましては、一般的に12月議会というふうに申し上げておりますけれども、12月3日から18日まで行われました。

まず、3日から5日までが一般質問、そして8日の本会議の後9日から15日まで各委員会が行われ、文教委員会が12日に行われました。

まず、一般質問の件でございますけれども、一般質問は3日間で、30人の議員のうち26人が一般質問に立たれまして、26人のうち16人の方から教育関係に関するご質問がございました。

おおむねその一般質問の内容についてはそこに記したとおりでございます。

重立ったものとしては、中山ひと美議員からは教育センターの設置の部分でのご質問がございました。

また、2ページになりますけれども、佐藤寿宏議員からは地区図書館の指定管理者制度導入について、今後の動向はという質問がございまして、これは市長のほうからお答えになったんですが、地区図書館一斉にということだけではなく、段階的な導入についても検討を進めており、今後検討結果を踏まえ条例改正の提案をしていくというようなお答えをしております。

なお、この図書館関係に関する質問については、16番の上條彰一議員、3ページのところでですね、それから4ページの五十嵐けん議員、矢口昭康議員、それぞれの議員からも同様の

質問がございました。

また、12月12日には文教委員会が行われて、その後最終日18日の本会議で議案として提出されて、可決ということになるんですが、文教委員会で、今年度に期間が切れます立川市滝ノ上会館指定管理者の指定について、いわゆる学習等供用施設でございますけれども、この11の学習等供用施設の指定管理者が改めてここで契約を結ぶということで、議案として提出されて、これは18日の本会議で、文教委員会で採決があって、可決ということで、本会議でも同様に決定されました。

そのほか、報告事項としては、これは文教委員会のページの後ろのほうになりますけれども、11ページのところで、文教委員会の議案・陳情、報告、質問事項ということで一覧表になったペーパーがございますけれども、報告事項のところでは、総務課1件、指導課2件、学校給食課2件、生涯学習推進センター2件、以上について報告をさせていただきました。

なお、この報告事項については、教育委員会であらかじめ報告した内容と同様のものがございます。

そして、所管質問では、文教委員は8人いるんですが、委員長が議長を務めておりますけれども、委員長以外7人の委員からそれぞれ質問がありました。

質問の内容については、ここの質問事項にあるとおりでございます。

回答についてもこの7ページのところに記したとおりであります。

最終日、12月18日には、まず議案第117号ということで補正予算の提案をさせていただいて、全部補正予算がお認めいただいたという状況でございます。

補正予算の内容については、12ページから16ページまで書いてございますけれども、主なものとしては、第五中学校の教育相談室の改修工事の予算とか、あるいは西砂学習館、歴史民俗資料館の冷暖房設備取替工事あるいは冷温水発生器取替工事と、そのようなことを提案させていただきました。

また、中央図書館の部分では、割賦金というような予算を計上させていただいております。

柴崎市民体育館の排水設備等調査、また柴崎体育館のトレーニングマシンの購入、こういうようなものを計上させていただいております。

そして、また学校給食運営審議会の委員報酬も、年2回の予算を取っております、1回はもう実施したわけですがけれども、あと2回今年度実施したい、それはある意味では給食費の問題、それが今後大きな問題になってくる、今もいろいろな面で大きな問題ではありますけれども、この部分での議論が必要になってこようということで、こうした面でのご議論をいただくべく給食費の予算を計上させていただいてお認めいただいたということでございます。

その次のページに債務負担ということで、外国語指導助手委託料、これは外国語教諭、での予算でございます。

また、そのほか水飲栓の直結化、あるいは耐震補強工事関係、中学校給食管理システムリース料、この辺のところは債務負担ということで上げさせていただいております。

以上が補正予算でございます。

なお、この本会議には立川市教育委員会委員の選任についてということで、本日も出席いただいております田中健一現委員、古岡邦人現委員が選任されました。

以上の内容で、12月の議会は終了させていただいたということでございます。

12月議会の概要報告については以上でございます。

**中村委員長** ありがとうございます。

それでは、ご質問等ございましたらお願い申し上げます。

よろしいでしょうか。

{「はい」との声あり}

## 報 告

### (2) 統括校長の設置基準について

**中村委員長** それでは、これで終了いたしまして、その次は報告の第2、統括校長の設置基準について、樋口指導課長、お願いいたします。

**樋口指導課長** それでは、資料でございます「統括校長を置くことができる学校の基準」、平成20年12月15日教育長決定がございまして。

まず、これに関する経緯について最初にご説明をさせていただきたいと思っております。

昨年、平成19年8月9日の第15回教育委員会の定例会におきまして、立川市立学校管理運営規則の一部改正を承認いただきました。

この改正でございますけれども、現在の校長、教諭及び養護教諭の職を職務の困難度及び責任の度合いの違いに基づき分化し、統括校長、主任教諭及び主任養護教諭という新たな職を市立学校に設置できるものとするということでございました。

改正の内容でございますけれども、立川市立学校管理運営規則の第6条の次に、次の1条を加えました。統括校長第6条の2、学校に委員会が別に定める基準に基づき、特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として統括校長を置くことができる。

2つ目としまして、第7条の3の次に、次の1条を加えました。第7条の4、学校に特に高度の知識または経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。学校に特に高度の知識または経験を必要とする養護教諭の職として主任教諭を置くことができる。

以上につきまして職の分化に係る規則の整備を行ったわけでございます。

この改正は、教育公務員の任命権者であります東京都教育委員会が都立学校の管理運営規則を改正し、同様の改正を区市町村教育委員会に依頼し、すべての区市町村教育委員会が改正を行ったものでございます。

趣旨でございますけれども、年功的一律的な任用、給与制度の改善、職務の困難度、責任の度合いの相違などから現在4段階に分かれている教員の職、それを6段階としたというものでございます。

つまり、4段階と申しますのは、校長、副校長、主幹、そして教諭から、統括校長、校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭という6段階とするものでございます。

このたびこの基準の設置で、基準の制定でございますけれども、このたび平成20年12月3日付で東京都教育委員会の教育長より統括校長設置の基準を定めること、これを区市町村教育委員会に対して12月中に基準を定めることを求めてまいりました。

今申し上げました立川市立学校管理運営規則の学校に委員会が別に定める基準に基づき、この基準の部分でございます。その基準の制定ということで今回制定をさせていただいた部分でございます。

なお、東京都教育委員会からは、東京都教育委員会が示している例に従って基準を作成するよう求められておりますので、そのような形で統括校長を置くことができる学校基準の制定ということでご報告をさせていただいているところでございます。

資料をごらんいただきまして、第1には、統括校長を置くということが出来る学校について、必要な事項を定めることを目的とすることで、基準でございますけれども、第2にございますように、統括校長を置くことが出来る学校は次のとおりとする。

- 1、先進的な取組を推進するとともに、その結果を学校全体に還元する役割を担う学校、
- 2、立川市教育委員会の重点施策や社会の動向の動向を踏まえて、地域や保護者からの高い期待にこたえる責務を担う学校、
- 3、学校規模等により、管理の困難度の高い学校、そして
- 4、統括校長の豊富な経験、より高度の専門的知識等を活用して経営する必要がある学校というようなどころでの基準で、この基準は平成21年1月1日からの施行、そのようになってございます。

以上でございます。

**中村委員長** ありがとうございます。

提案、報告のご説明ございました。

質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

**中村委員長** 樋口指導課長。

**樋口指導課長** 1点、申しわけございません、訂正がございます。

基準の2の(2)でございますけれども、「社会の動向等を踏まえて」ということでございます。

**中村委員長** 「の動向」を消すんですね。

**樋口指導課長** はい、「社会の動向等を踏まえて」でございます。申しわけございません。

**中村委員長** 「の動向」を消して「等」に変えていただくということですね。

**樋口指導課長** はい。

**中村委員長** 提案、報告文書の学校の基準の訂正をお願いいたします。

**報 告**

### (3) 平成20年度立川教育フォーラムについて

**中村委員長** この件は終了いたしましたして、報告の3、平成20年度立川教育フォーラムについて説明を樋口指導課長、お願いいたします。

**樋口指導課長** 本件につきまして、統括指導主事から報告をさせます。

**中村委員長** 堀田統括指導主事。

**堀田統括指導主事** お手元の立川教育フォーラムのご案内をごらんください。

開催する期日が、平成21年1月14日水曜日。

フォーラムは、13時50分から16時30分まで行います。

フォーラムに先立ちまして、13時10分から13時40分まで保護者の皆様を対象とした携帯電話にかかわる機器、子どもの携帯電話を考えるためのDVDを上映いたします。

新聞、テレビ等で報道されていますように、携帯電話をめぐる子どもたちのトラブルが増加しております。こちらの対策を兼ねて上映をいたします。

また、市民会館を会場として行いますが、市民会館のホール以外のロビーにおきましては、ポスターセッションを行います。

ポスターセッションは、小学校全20校、中学校全9校が校内研究等での取り組みを紹介するものです。こちらのほうは1月9日から12日まで展示してございます。

第2次案内の裏面になりますが、参加表、こちらのほうで把握して参加者のほう、座席等ご案内したいと考えております。

2枚目になりますが、当日の進行プランのほうを記してございます。

当日の内容ですが、参加の予定人数は1,400人を予定しております。

立川市立小・中学校の全教職員600名、PTA600名、市民200名を予定しております。

当日の内容につきましては、市長、教育委員会委員長からごあいさつをいただいた後、代表とします4校の研究実践発表を行います。

小学校3校、中学校1校です。小学校につきましては、第八小学校が小学校外国語活動の実践について、幸小学校が読書活動について、柏小学校が言語活動、国語科を中心とした校内研究の取り組みについて発表いたします。中学校1校は、立川第三中学校が人権教育の取り組みについて発表をいたします。

小・中学校の発表が終わりましたら、休憩15分間を挟みまして講演会を実施いたします。

講演会は、文部科学省初等中等教育局視学官の宮崎活志先生から、「学習指導要領の改定と生きる力の育成」という演題でご講演をいただきます。

こちらの内容につきましては、教職員だけではなく保護者にも新学習指導要領の内容、趣旨、また生きる力を育成するためにどのようなことが各学校でこれから行われていくのか具体的にわかりやすくご講演いただく予定となっております。

立川教育フォーラムについては以上です。

**中村委員長** 堀田統括指導主事からご説明がありましたが、ご質問等ございますでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

**中村委員長** それでは、報告3終了いたします。

報告終了いたしますが、先ほど私の発言の訂正をさせていただきまして、議案第37号について、要綱を改めて諮るということでしたが、これは要綱でございますので、改めて報告というように訂正させていただきますがよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

**中村委員長** 申しわけございませんでした。

### その他

**中村委員長** それでは、報告終わりました、その他はございますでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

### 閉会の辞

**中村委員長** それでは、これで案件は終了いたします。次回はお手元の資料でございますとおり、1月8日木曜日13時30分から、平成21年度第1回立川市教育委員会定例会ということで開催させていただきますので、ご出席方よろしくお願ひ申し上げたいと思います。  
よろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

**中村委員長** それでは、これにて本日の平成20年第24回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

皆さん、どうもご協力ありがとうございました。

午後 2時09分閉会

署名委員

.....

委員長